

委員会提出議案第4号

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成28年6月29日提出

南相馬市議会議長 平田 武 様

提出者 文教福祉常任委員長
奥村 健 郎

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する
意見書（案）

東日本大震災から5年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に、復興庁所管による「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を財源とした単年度の交付金事業が行われています。平成28年度は80億円が予算化されています。

この交付金は、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学級・学校、私立学校、専修学校・各種学校に対して自治体を実施している既存の就学支援事業等において、震災による対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国費で国が負担・支援するものです。

交付金での事業を受けている子供の数は、全国で平成23年度67,639人、平成24年度57,948人、平成25年度52,287人、平成26年度47,463人となっており、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

政府の基本計画により、被災地に対する「集中復興期間」は平成27年度で終了し、平成28年度からは「復興・創生期間」となりました。

平成28年3月11日に閣議決定された『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』の「具体的な取り組み」の中にも、「被災した子供が安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む」とあります。

福島県内外で避難生活を送る子供たちには、これからも経済的な支援を必要とする子供たちがたくさんいます。

また福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子供の就学支援が行われています。「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援は非常に重要であり、平成29年度以降も「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な財政措置を行い、被災した子供たちに継続した就学支援事業を実施できるようにする必要があります。

よって南相馬市議会は、下記事項の実現を強く求めます。

記

- (1) 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を支援するため、平成29年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

平成28年6月29日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

復興大臣 様

文部科学大臣 様

総務大臣 様

財務大臣 様